

တ္ပ FREE PAPER あさクリ

04

診療報酬とは、診察・検査・ 薬剤の使用などの医療行為 に対する公定価格のことで す。2年に一度、国で検討さ れ、改定が行われています。



令和2年4月から診療報酬改定に伴い、皆さんの 医療費負担額が一部変更になる場合があります。

診療報酬改定のポイント

- 令和2年4月から診療報酬が変更になる。
- 2 診療内容によって、皆さんの自己負担額が 一部変わることがある。
- 今回の改定によって、これまで以上に地域の 医療機関の役割が期待される。

医療機関が行う診察・検査・薬剤使用などの医療行 為の公定価格のことを診療報酬と言います。今後の 社会の形を見据えて、国民が必要とする分野の診療 の強化や効率化などのために、国は診療報酬を2年 **に一度改定**しています。医療機関は、決定された診療 報酬の「決まり」の中で保険診療を行い、治療を受けた 皆さんに費用を請求しています。皆さんは、かかった費 用の内、負担区分に応じて、費用の1~3割程度を窓口 で支払っています。

今回の改定では、「医療機能の分化・強化・連携」、「か **かりつけ医**」、「医師の働き方改革」等がキーワードと なります。医療や介護サービスなどを「提供する」側の 医療機関等だけでなく、そのサービスを「受ける」皆さ んにも影響があるため、変更についてきちんとお伝え し、知っていただきたいと思っています。これまでの窓 口の支払額に比べて、少なくなる方、多くなる方がい らっしゃいますが、ご理解の程よろしくお願いします。 ご不明な点があればお気軽にお問い合わせくださ



気軽に何でも相談できる! 「かかりつけ医」

治療はもちろん、生活習慣のアドバイス、病気の予防、 患者さんからの相談、時にはご家族からの相談などに 対応する役割も地域の診療所は期待されています。

在宅医療や地域の保健・予防など気軽に何でも相談 できるのが「かかりつけ医」です。引き続き、かかりつけ医 への期待だけでなく、医療機関だけでなく地域の方や 他事業所との多職種連携の取組みを進めることを求 められています。皆さんと一緒に、安心して生活できる 地域づくりについて考えていけたらと思っています。

院長の認知症コラム 「認知症とプライマリ・ケア」

平成30年度の診療報酬改定より、認知症サポート医とかかりつけ医の連携がよりしやすくなる 制度改定が行われました。認知症の人とそのご家族を地域で支え、ともに生きる社会をつくる ことは私たちにとって、一生懸命取り組んでいく大事な課題です。国の制度や地域の力を活用 し、住みやすい社会を創造しましょう。